天保十年改板

吉原大鑑 初編

西垣文庫
文庫10
6671

文庫10
6671

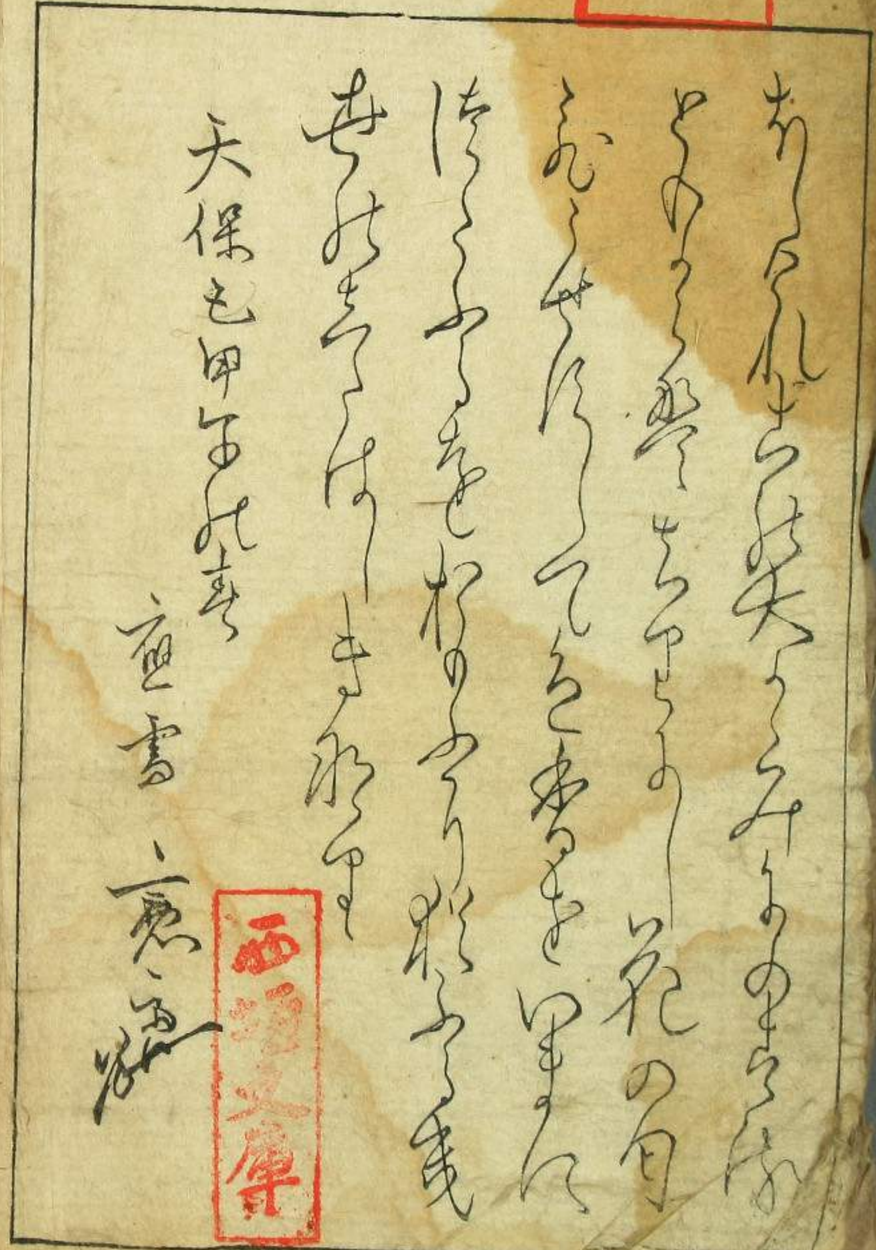

天保七申年　　夜　書　一恵

西尾市文庫

吉原大鑑初編目録

○吉原開基の次第
○五町の名の謂れ
○吉原場所習
○丁子唐子
○二本堀の文字
○月侍小杭の名
○五十間長廊下
○左近丞
○見返り榎
○編笠茶や
○田面形燈
○狭斐堀
○通ふ神の社
○水吐尻迄間数
○大門黄人規定
○七軒其外仲町巨細
○五丁町河岸の名
○号長屋の名
○散茶
○太夫の名
○格子女郎
○端女郎
○埋茶
○号女郎
○小格子
○切見世

西尾市文庫

○新造　○突出し
○雇禿　○遣手
○不寐番　○男藝者
○昼夜見世　○引ケ
○昼仕舞　○居続
○初會裏三今　○惣花
○薄雲傳　○大隅傳
○薫傳　○九重傳
巻中總摠目終
○禿元　○若者
○牽頭付詰文
○後朝
○願三ケ条
○諸沢百物語
○濃紫傳二代目
○紀文傳

吉原大鑑初編巻之上

東都　豊芥子撰集

○抑洲崎地遊廓の始りは大橋柳町今名三股の所のよし　鎌倉河岸擬町京橋角町などに二十軒わりなれば十四五軒ずつ外所くは二軒三軒ずつ又世代開きと商賣せし処ゆえなるべし庄司甚右衛門といふもの主なれば別小田原のあるじ年中大きゆて江戸へ来り柳町に住居ありしが明暦の頃日本橋吉原に傾城町を起さんとそこ定まりくる

公儀へ出願仕り候ゆえ遂に寛永十七年　公命成り下し
東南の海濱より蔭茶屋新江地と二丁四方拾ヶ所を
蔭茶屋の出来成り候ゆえ江をうづめ地形を築き
けるより蔭茶屋と名付候ようにて元和三年より寛永
同四年霜月より打ちはじめて一回の出来を切り元益
ぶ新町
○江戸町と申すは江戸町一丁目二丁目京町一丁目二丁目
角町より江戸町と名付し初め茶屋町を切り元
しものと　御代長久寿ぎ見へその餘光を蒙り此

曲輪もんぜきを築いて江戸町と唱へ此所へ移町の
須藤やこうの屋敷ひらく　二丁目へ揚屋を設
よ住るものの引移る京町へ移町より住る須藤やひら
移ること見へ京町より移りしものの集りけるゆえ京町と名
付く　同三丁目へ移りしものの赤武のもん名へ名付
須藤町　岡場のよ成りて上方より新吉下りてこの
町へ集まるこの町ハ一丁目ばかり出来
新町とものよ角町ハ京橋角町の家や十軒ばかり引
う移りて住居る由へ遠つ名を付ケ〆と云云

○明暦二申年十月元吉原町類焼ゟ之後仮
ニ代地ニて浅草ちのしろ日本堤の内
内ゟ出火ゟ焼ゟ元吉原町の手前ゟ
焼ゟ見世ゟ焼ゟ代地ニなるゟ
多くゟ焼ゟ元吉原町ゟ二丁四方の焼ゟ
一ゟ五ゟ一ゟ焼ゟ二丁ゟ三丁ゟ焼ゟ又
見世ゟ三ゟ焼ゟ高ゟ焼ゟ自今ゟ焼ゟ
見焼ゟ焼ゟ上ゟ料ゟ金二万五百ゟ
一同ゟ十四ゟ焼ゟ焼ゟ同

二年間正月十八日ゟ大火ゟ焼ゟ引移ゟ
ゟ延ゟ同六月ゟ日ゟ焼ゟ代地ゟ焼ゟ
但ゟ郭ゟ内ゟ今ゟ村ゟ山谷ゟ
ゟ同六月ゟ日ゟ焼ゟ百ゟ
ゟ三野ゟ
ゟ

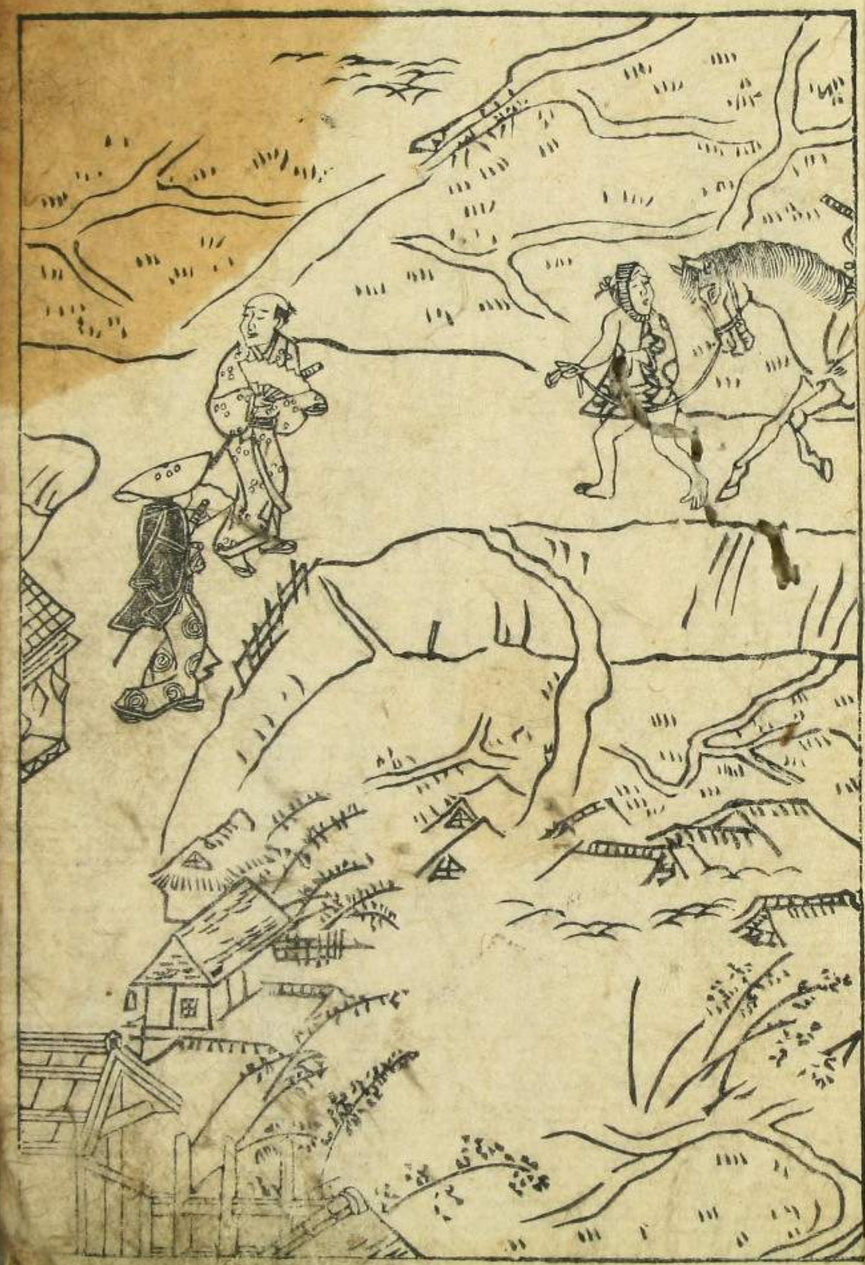

「元禄八乙亥年三月十五日より諸町人共へ申渡し」
ゆゑもなき死あり
○右の廓へ新しく成丁へゆくとゝろ元右衛門の時十文字の
町形にて通横ゝ通りを造り一方にまゝりて下の字の形なる
ゆゑその丁へ通ずゝとゝろ今ゝいたるまで通ゝ云ゝ
○また元右衛門の家人大久保式部その中より十文字の街
をつけとゝを増加とゝ中のまゝ
七十文字の中ゝ所の上に作りとゝ又ゝ門ゝと称せるも是より
やゝとゝ是ハ大道ゝ当山地主場がゝりゝとゝ云

○日本地名ハ二本堀ゝ山谷堀の方へ
一筋西の堀一筋ハ二本堀と名ゝ
ゝ本堀堀を掘ゝ川筋ゝりゝ山谷方ハ流ゝ
ゝりゝ元禄十八年三月十五日堀の上流ゝ抗ゝ
堀是南ゝ方ゝ云ゝ浅町附
堀是北ゝ方浅草代官附
右堀ゝ抗ゝ掘ゝ寛保二戌年六月七日疑ゝ
堀是南ゝ方ゝ云ゝ
堀是北ゝ方ゝ云ゝ

右ゝ附
今戸町附

[illegible]

今戸町附
吉原附
今戸町附

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○五十間ヲヨリ長ク成タルトヲ大門ヨリ出テ左の方ニ高札場
ヨリ[illegible]の文ニ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
○国面ノ地　[illegible]
○浪花　廓の和の姫[illegible]
[illegible]
廓中の男女[illegible]
三月ヅヽ[illegible]
○大門ヨリ[illegible]
[illegible]

通りとなり　今町と云ふ六町目ゟ四谷の境まで

○大門ゟ通り役所まで長さ百三十間横百八十間建坪数

合七百六十七坪なり

○大門ゟ通り番所と云ふを置く　大門口

○江戸町　親定

一大門口番人一人宿一人ツヽ揚屋町ゟ出る番人一人

総合七人ツヽ三人ツヽ番所代りに出る番人数ゟ長柄帷子

某番所ゟ一人ツヽ出る　合十二人ツヽ四人ツヽ代りに番所勤

て事　　宮崎半中記之

又女の出入ゟ揚屋町ゟ出る　長門守の名を付るゆへ

○江戸町一丁目　同二丁目

京町一丁目　同二丁目を西河岸と云ふ　○同二丁目　新子と申ス下女の方を

角町　仮名屋敷と云ふ　今ハ初めて名なり　伊兵町　江戸町二丁目の

揚屋町　通り名なり

西河岸　仮名ハ手洗場と云ふ　今ハ名なし

羅生門河岸　仮名ハ蔵ゟ出ル　ハ蔵ゟ出ル

天神河岸　仕廻ゟ出ル　ハ蔵ゟ出ル

弓ヶ丘長屋　○新吉屋　○和泉屋

○井戸屋敷　○稲荷屋敷　○拾屋敷　○二ツ目屋敷
○ふら家屋敷　○竹柳屋敷　八ケ所なり

○仲の町　たつのくちより右の仕廻まで仲の町という

○七軒　白ヶ丁二丁目角より大つくまでという　待合の辻　白ヶ丁二丁目の辻という

○青楼場　角丁と揚や町の本屋敷をいう　○秋葉山神社　考歌地

○大足矢倉　右仕廻あり

○太夫　今の世太夫なき故たとえ花魁なりとも是をもて太夫とみなせを
たとえ後八十二名とする又くわしくは十名と成る

○次格子女郎　今の世一倍五十二名後よ
格子女郎という　今の世一倍五十名後よ

○散茶　高級太夫年中行事中にこの茶やより格女
かはるまでのことくくとの里ふめつもりかはるまでのことをこうくえん

○惣茶　高級太夫年中行事中にこの茶やより格女
かはるまでのことくくとの里ふめつもりかはるまでのことをこうくえん

○荷女郎　負ヒ荷のこと、元禄の始めより茶の荷を担りて一ツ宿よりつのさし茶を流すこと
後いまのかうの流とする所なり古河屋より傳ヘ来るとあり又　金
一分ニと落ちたりや金二分ニ成りたりや金二朱とあり

○禿女郎　禿寸二寸　とりの長さ二寸三寸
右ハ家ハ年中より絶てなし一ツの名ハ大内女郎の
名ハ右ハ家ハ年中より絶てなし一ツの名ハ大内女郎の
知ってゐると称すべきなり

○猫女郎　こまこハ猫の名ハ
ほとんどの次とする

○小格子　とまりかけ
けとろうり

○切見世　切見世の女郎

○新造　発端ハ新造ハ初年よりいまだ女郎の世話をせ

又垂へのづるうり手ぞ本のの花

○ 寄ぶし　十ぶしゆくとの里（まり好あるもるを人くれ日とゆく
こてらけまべ男ぞを　そのさるもうりぬ才ゆと参ときれ新やもち垂こ月
ゆに仕さて茶や　茶ぞくぶ後の外置為めに煙草の
隠ぶ志ぶどてくぶるとろ　おや方の出入うり

○ 兎　垂こ二年しれ杉のまくりのめて佐るのふる見てそろいうり
家ぶ年中杉丁の中とうやの新杉といふ女性の二人出る
みこ二人つ見るゆちふるるる

[illegible]の[illegible]人二朱判[illegible]之人 [illegible]如 [illegible]

明和のころ名ゝ[illegible]ゆゑ[illegible]川島馬が[illegible]碁太手

[illegible]白石[illegible]の名[illegible]加[illegible]後

[illegible]

[illegible]碁[illegible]人の[illegible]碁[illegible]ひがわふ[illegible]ゆゑ[illegible]

[illegible]人[illegible]の方ぞと[illegible]ごければ[illegible]碁[illegible]

又人より又[illegible]より[illegible]碁[illegible]人[illegible]ばく[illegible]碁[illegible]

[illegible]人[illegible]で[illegible]揚[illegible]と[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

○見世清搔　[illegible]

○引ケ　[illegible]

○後朝　[illegible]

伸一口　欠二口　夜何時　焼味噌　古茶碗

危知　虚云　早無　憎　物　樂　極　出門　生病　悲

○盃仕巨　[illegible]

○居續　[illegible]

[illegible]

三ケ条の覚

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一人宿匂引はめ式あるこの法は制禁なる処今改新のこの
南蛮の産物にはめても人を匂引の初めて不審のものなれば
[illegible]細[illegible]の国[illegible]旅の[illegible]
長く後妻[illegible]又[illegible]拵女[illegible]
仕[illegible]者[illegible]の人匂引[illegible]
[illegible]拵[illegible]
[illegible]及び[illegible]の[illegible]人の者[illegible]
及び[illegible]拵[illegible]筋[illegible]味仕[illegible]

想花

一金三歩　大工世　一金貳歩　寺子屋
一金壱朱弐分　二朱工世　一金弐分　寺子屋

右[illegible]

諸訳百[illegible]の結

難月堂金葉作

[illegible]の[illegible]の[illegible]の月[illegible]と
[illegible]
[illegible]

○長さうの　日本慌　ねしの口舌
　新つ人世のせ鶏ぶし　ゆらゆる炎

○鶏ときめ　ちゝてめの炎　ちゝめその炎
○つゝたれの　如来の月花弁　女房の縁
　淫の所さの炎　ひどき女房のうれの果
○ゆゝたれの
　かゝもまぶのゆゝ　彩生如来のうとき

○ゆゝしきめ
　ふゝまてはうぐ　ふゝ云　発ぐくぐく性うる
　鎌ゆゝたのゆゝた
○ゆりうたの　ゆゝみの居ぐけ　内流のまぶ
　ふゝ中の炎ひさうひ
○せうゆゝめ
　初金ふゝさてね　盃　ゆゝる釣のそゝ脱へ
　初の新書の伝うぶ　色　小神ふ分てたの紋
○乳味のゆゝため

女房の言葉

いきうり　女房

○辭令のもの

初會の発しきたり

ものあげの形式

芝居帰りの若子

○ものゝたとへ

芝居ぶいをする癖

時花　女房の癖乃者

○ものゝたとへ

兩中の茶料屋

茶やできゝかぢる様そん

うまい　女房の初目の中　愛

○乳のぶくるもの

きゝこく所の大ぐり

芝よりきゝね切ふだん

○ゆたかなもの

居ぐけの形よりかゝる

陰ぐくるもの浴巾

○いやるもの

女房の稽古

ものゝさわぎ

別條ねさんの稽ぐ行る

蟲氣ぶくれ客

○ようぐまるもの

ちゝもでわよ新ぐん

鼻のあな　ぞんぜい女のなどと言

○鼻にあるもの　寸一分の毒薬

繪よ紙あて、女房の一座

夢おそれ　女の福まれの毒

○足ぞうに死もの

女房の口ばしの毒

○うるさきもの　女房のしけぐい

女房の踊るひだり　初夏の耳そうぶん

○ひどきもの

○あるもの　姉女房の発せいん

○ものりたもの　女房の大に

○ものの　ぞうが不分別

○ものの

○異病あるもの　女房のいきぢ

○げびさるもの　手紙をいとる家　いとどうまと浮雲

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

吉原大鑑初編巻之上終

○ 三人一ぢめらこと

○ 拾どそ[illegible]

年[illegible]とうけ[illegible]

○ 長らこの

[illegible]と[illegible]

○ う

泉

神